

令和 8 年第 3 回(9 月)二宮町議会定例会上程議案

	番 号	議案名及び議案内容等
1	議 案 第 49 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について 沓掛由美子委員の任期満了に伴うもので、委員の選任にあたり、地方税法第 423 条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものです。(総務課)
2	議 案 第 50 号	教育委員会委員の任命について 杉本かお里委員の任期満了に伴うもので、委員の任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。(総務課)
3	議 案 第 51 号	二宮町印鑑条例の一部を改正する条例 出入国管理及び難民認定法等が一部改正され、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の交付が開始されたことに伴い、本条例に必要な改正を行うものです。(町民課)
4	議 案 第 52 号	二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例に必要な改正を行うものです。(こども支援課)
5	議 案 第 53 号	二宮町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例に必要な改正を行うものです。(こども支援課)
6	議 案 第 54 号	二宮町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 地方自治法の一部改正に伴い、本条例に必要な改正を行うものです。(下水道課)
7	議 案 第 55 号	令和8年度二宮町一般会計補正予算(第2号) 歳入歳出それぞれ320,461千円を追加し、予算総額を 10,859,973千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、繰入金及び繰越金の増です。 歳出の主なものにつきましては、地方財政法第7条の規定による財政調整基金積立金、新庁舎整備事業関連経費の増です。
8	議 案 第 56 号	令和8年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出それぞれ34,721千円を追加し、予算総額を2,764,294千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。 歳出の主なものにつきましては、国民健康保険事業費納付金の増です。
9	議 案 第 57 号	令和8年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出それぞれ7,878千円を追加し、予算総額を1,207,513千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。 歳出の主なものにつきましては、予備費の増です。

	番 号	議案名及び議案内容等
10	議 案 第 58 号	令和8年度二宮町介護保険特別会計補正予算(第1号) 歳入歳出それぞれ81,541千円を追加し、予算総額を3,287,507千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。 歳出の主なものにつきましては、前年度の精算に伴う国庫支出金の返還金と介護給付費準備基金への積立金の増です。
11	議 案 第 59 号	令和7年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。
12	議 案 第 60 号	令和7年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。
13	議 案 第 61 号	令和7年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。
14	議 案 第 62 号	令和7年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。
15	議 案 第 63 号	令和7年度二宮町下水道事業会計決算の認定について 地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

	番 号	議案名及び議案内容等
1	報 告 第 4 号	令和7年度二宮町一般会計継続費精算報告について 継続費として議決を経ました、消防庁舎大規模改修事業につきまして、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を調製しましたので報告するものです。
2	報 告 第 5 号	令和7年度二宮町下水道事業会計継続費精算報告について 継続費として議決を経ました、経営戦略策定事業につきまして、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を調製しましたので報告するものです。
3	報 告 第 6 号	令和7年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものです。